



長野県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

診療所又は歯科

名 称	所 在 地	廃止年月日
浪合村国保診療所	下伊那郡浪合村1335番地	平成17年12月31日
浪合村国民健康保険歯科診療所	下伊那郡浪合村405番地	平成17年12月31日
山田小児科内科医院	松本市大字笹賀7490番2	平成18年2月1日

厚生課

長野県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

施術者

氏 名	施 術 者 の 住 所	廃止年月日
門 田 涼 子	松本市征矢野2-1-48	平成17年9月30日
栗 山 和 丈	松本市高宮北5-8	平成17年8月30日
澁 谷 武	松本市征矢野1-6-8-2	平成17年11月30日

厚生課

長野県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
軽井沢のぞみ薬局	北佐久郡軽井沢町大字長倉2419-11	平成18年2月1日
阿智村浪合診療所	下伊那郡阿智村浪合1335番地	平成18年1月1日
横西産婦人科	松本市大字島立2992-1	平成18年2月2日
やまだ小児科クリニック	松本市大字新村542番地1	平成18年2月2日
横山歯科クリニック	松本市内田587-5	平成18年2月2日
やまと歯科診療所	松本市梓川倭605-4	平成18年2月1日

松本調剤薬局	松本市石芝3-5-1	平成18年2月1日
森山医院	飯田市丸山町2丁目6804番地3	平成18年2月1日
赤い屋根のさかい薬局	伊那市大字伊那1260番地1	平成18年2月1日

厚生課

長野県告示第107号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
内堀長晴	みよた接骨院	北佐久郡御代田町御代田2437-3 ハピネス1F	平成18年2月9日
花崎隆治	花崎針灸院	飯田市松尾城5040-7	平成18年2月1日
高橋くみ子	池田接骨院	中野市三好町2-2-5	平成18年1月1日

厚生課

長野県告示第108号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	特定非営利活動法人安心生活支援ごごみ	北安曇郡小谷村中小谷丙3400番地2	ヘルパーステーションごごみ	北安曇郡小谷村千国乙4900番地	平成18年2月1日
通所介護	特定非営利活動法人安心生活支援ごごみ	北安曇郡小谷村中小谷丙3400番地2	宅老所あすなる	北安曇郡小谷村千国乙4900番地	平成18年2月1日
			株式会社池田工務店	中野市越1152番地	宅老所ひなたぼっこ

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社夕やけこやけ総合福祉サービス	松本市開智1丁目6番17号	夕やけ居宅介護支援事業所	松本市開智1丁目6番17号	平成18年2月1日
株式会社池田工務店	中野市越1152番地	居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	中野市吉田750-17	平成18年2月1日

厚生課

長野県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
福祉用具貸与	株式会社介護センター花岡	諏訪郡下諏訪町6188-1	介護センター花岡	諏訪郡下諏訪町6188-1	諏訪郡下諏訪町6188-1	諏訪郡下諏訪町6157-3	平成17年7月25日

厚生課

長野県告示第110号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年3月9日

長野県知事 田中康夫

- 作業種類
公共測量（1万分の1地形図作成）
- 作業期間
平成17年12月1日から平成18年2月10日まで
- 作業地域
飯田市 飯田地域

監理課

長野県上小地方事務所告示第2号

上田地域広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年2月22日付けで許可しました。

平成18年3月9日

長野県上小地方事務所長 田中利明

市町村課